

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
 - 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県工業試験場手数料条例及び鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第一号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表精神薄弱者更生施設の項及び第八条の表精神薄弱者更生施設

の項中

鳥取県立鹿野かちみ園

を

鳥取県立鹿野かちみ園

鳥取県立鹿野第二かちみ園

に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条関係)

区 分	金 額
健 康 診 断	一件につき 一、二五〇円
死 体 検 案	一件につき 一、四〇〇円
変 死 体 検 案	一件につき 二、八〇〇円

附 則

この条例中、別表第一の改正規定は昭和五十三年三月一日から、第二条及び第八条の改正規定は同年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一を次のように改める。

一 診断料及び検案料

区 分	金 額
健 康 診 断	一件につき 千二百五十円
恩給年金診断	一件につき 千二百五十円
子宮がん集団検診	一人につき、九百五十円の範囲内において、利用者 の経済的事情に応じて規則で定める額
死 体 検 案	一件につき 千四百円
変 死 体 検 案	一件につき 二千八百円

附 則

この条例は、昭和五十三年三月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中子宮がん集団検診に関する部分は、同年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十二年

青木第七

米子市永江

四八

を

五十二年

青木第七

米子市永江

五十二年

青木第八

米子市永江

五十二年

青木第九

米子市永江

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

四八
一六
二四

八東
栄

を

八東第一
栄第一

に、

五十二年

湖南

鳥取市吉岡温泉町

六

を

五十二年	湖南	鳥取市吉岡温泉町	六
五十二年	緑町第四	鳥取市立川町五丁目	二四
五十二年	高草第四	鳥取市古海	一四
五十二年	船岡	八頭郡船岡町大字船岡	一〇
五十二年	八東第二	八頭郡八東町大字東	六
五十二年	栄第二	東伯郡大栄町大字島	八

に改める。

別表第二の表中

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港、西品治第一、西品治第二、国安南及び湖南

を

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港、西品治第一、西品治第二、国安南及び湖南

に、

準及び船岡

準

を

に、

八東

を

八東第一

一及び八東第二

に、

栄

を

栄第一及び栄第二

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、〇七二人」を「四、一〇三人」に、「三、四三六人」を「三、四五七人」に、「六三六人」を「六四六人」に改め、同項第五号中「二二五人」を「二二九人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表保母修学資金の項貸付金の種類の欄中「第十三条第一項に規定する保母をいう。」を「第十三条第一項に規定する保母(同施行令第二十

二条において準用する同施行令第十三条第一項各号の一に該当する男子を含む。)をいう。以下同じ。」に、「児童福祉法施行令第十三条」を「同施行令第十三条」に、「児童福祉施設」を「児童福祉施設等」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第六号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「施設設備の保全」の下に「並びに利用の許可」を加え、「財団法人鳥取県国民年金福祉協会」を「財団法人鳥取県保健事業団」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県工業試験場手数料条例及び鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第七号

鳥取県工業試験場手数料条例及び鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第一条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項の2中(ロ)から(ニ)までを削り、(イ)を(三)とし、(七)を(四)とし、同表の二の項の10に次のように加える。

(イ) 超音波探傷試験 長さ一メートル幅一〇センチメートル

トルにつき 一、〇〇〇円

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第二条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項の2の(二)中(5)を(8)とし、(4)の次に次のように加える。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(5) しょうゆの分析	一件につき	千円
イ 規格分析	一件につき	千円
ロ その他の分析	一件につき	五百円
(6) みその分析	一件につき	千円
(7) 食酢の分析	一件につき	五百円

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第八号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県立農業経営高等学校の項中「農村の青年」を「農村青年及び農村中堅実務者」に改め、同表鳥取県立農業指導者養成所の項を削る。

第四条の表鳥取県立農業経営高等学校の項中「二年」を「二年以内」に改

め、同表鳥取県立農業指導者養成所の項を削る。
 第五条第一項中「鳥取県立農業経営大学校」の下に「の修業年限が二年の課程」を加える。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例

鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、森林組合」を「又は森林組合」に、「行なう」を「行う」に、「又は土地改良区が合併」を「が合併」に改め、「又は土地改良区（以下「合併土地改良区」という。）」を削り、同条第二号中「、合併森林組合又は合併土地改良区」を「又は合併森林組合」に改め、同条第三号ハ中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号を削る。

第三条中「、合併森林組合又は合併土地改良区」を「又は合併森林組合」に改め、同条第三号中「合併土地改良区にあつては、昭和五十年三月三十

一日」を「合併森林組合にあつては、昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（鳥取県農業協同組合合併助成条例の廃止）

2 鳥取県農業協同組合合併助成条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十二号）は、廃止する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「九九五人」を「一、〇二〇人」に、「三六人」を「三七人」に、「六八人」を「七十二人」に、「四二四人」を「四四一人」に、「四六七人」を「四七〇人」に改め、同項第二号中「二三四人」を「二三五人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】